

江戸川区「デジタル技術活用促進助成事業(専門家による事前診断・戦略策定等)」

Q & A

< 申請 >

Q 1 本助成事業の対象者はどのような事業者ですか。

A 1 本助成事業は、次の要件のすべてに該当する中小企業者等又は中小企業グループを対象としています。

(1) 次のいずれかに該当すること。

① 区内に本店又は主たる事務所（個人事業者にあつては住所及び主たる事業所）を有し、次に定める要件のいずれかに該当する事業者

(ア) 個人事業者及び会社(合資・合名・有限・合同・株式・各士業法人)：中小企業基本法第2条に規定する法人及び個人

(イ) NPO法人、医療法人、各種組合：中小企業信用保険法第2条第1項第3号から第11号に規定する法人

(ウ) 一般社団・財団法人：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1項に規定する法人

(エ) 社会福祉法人：社会福祉法第22条に規定する法人

(オ) 労働者協同組合：労働者協同組合法に規定する組合

② グループ構成企業の2/3以上が①の規定に該当する中小企業グループ

(2) 資本金の額若しくは出資の総額又は従業員数のいずれかが下表に該当する事業者であること。

業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5000万円以下	50人以下
サービス業（以下に定める業種を除く）	5000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅行業	3億円以下	300人以下
宿泊業・娯楽業	5000万円以下	100人以下
旅館業	5000万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

Q 2 何回でも申請できますか。

A 2 本助成事業は、同一年度内の申請を1回までとしております。

< 対象事業・経費 >

Q 3 どのような経費が助成対象になりますか。

A 3 デジタル技術（DX（注1）やIT）活用に向けた、専門家による事前診断・戦略策定に要する費用（謝金、コンサルティング委託費等）が対象になります。

（注1）単なる機械の自動化や工程内の生産管理ソフトの導入にとどまらず、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、各種の情報・データを収集、解析、活用する技術であつて、付加価値を創出するものを指します（AI・IoT・5G・AR・VR等）。

Q 4 デジタル技術の導入（機器の購入等）にかかる費用は対象になりますか。

A 4 対象外です。「デジタル技術活用促進助成事業（DX 導入・IT 導入）」をご利用ください。ただし、専門家による支援の中で、試験的に機器をリースで調達する場合は対象になります。

Q 5 簡易な機械や生産管理ソフトの導入のための専門家による支援は対象になりますか。

A 5 対象外です。

Q 6 すでにデジタル技術を導入している場合は対象になりますか。

A 6 デジタル技術導入後のフォローアップや伴走的な支援も対象になります。

< その他 >

Q 7 助成対象事業が完了しないと助成金は交付されませんか。

A 7 本助成金の交付には、助成対象事業が助成対象期間内（3 月 14 日まで）に完了し、同期間内に実績報告書をご提出いただくことが必要です。

（令和 6 年 4 月 1 日）